

各介護サービス事業者 管理者 様

千葉市保健福祉局  
介護保険課長

### 市外介護保険事業所における千葉市総合事業の指定申請等手続きについて

日ごろより、本市の介護保険事業の推進にご協力をいただき、お礼申し上げます。

さて、本市では平成29年4月1日から介護予防・日常生活支援総合事業を実施します。これに伴い、現在介護予防訪問介護・介護予防通所介護を利用している千葉市の被保険者は、平成29年4月1日以降の要支援認定更新時から、総合事業のサービスを利用することとなります。

つきましては、千葉市の被保険者に総合事業のサービスを提供するためには、千葉市の指定を受ける必要があることから、下記のとおり指定申請等を行っていただくようお願いします。

#### 記

## 1 千葉市の総合事業で実施するサービスについて（事業所指定によるサービス）

### <訪問型サービス>

#### (1) 訪問介護相当サービス

介護予防訪問介護に相当するサービスです。訪問介護員（ホームヘルパー）などの有資格者が、主に身体介護を行います。

#### (2) 生活援助型訪問サービス

介護予防訪問介護と比べ、人員基準を緩和したサービスです。身体介護の必要のない方を対象に、市の研修修了者等（無資格者）が掃除や洗濯などの生活援助型のサービスを行います。

### <通所型サービス>

#### (3) 通所介護相当サービス

介護予防通所介護に相当するサービスです。市の指定した事業所が、レクリエーションや機能訓練、入浴などを行います。

#### (4) ミニデイ型通所サービス

介護予防通所介護と比べ、人員基準・設備基準を緩和したサービスです。機能訓練を伴わない方を対象に、市の指定した事業所が、レクリエーションや介護予防のための体操などを行います。

## 2 必要な手続きについて

下表のとおり、当初指定を受けた時期により、必要となる手続き異なります。

	現行相当サービス※1	緩和基準サービス※2
平成27年3月31日までに介護予防訪問介護・介護予防通所介護にかかる都道府県又は中核市の指定を受けた事業所	手続不要	サービス開始届出が必要
上記以外	新規指定申請が必要	新規指定申請が必要

※1 現行相当サービス・・・訪問介護相当サービス、通所介護相当サービス

※2 緩和基準サービス・・・生活援助型訪問サービス、ミニデイ型通所サービス

【参考】指定基準・報酬単価について

(1) 訪問型サービス

	現行相当サービス(現行の介護予防訪問介護相当)	緩和した基準によるサービス(訪問型サービスA)																								
サービス名称	訪問介護相当サービス	生活援助型訪問サービス																								
事業主体	営利法人、非営利法人	同左																								
サービス対象者	原則として要支援者	原則として要支援者																								
提供するサービス	身体介護中心(生活援助型サービスのみを提供する場合は、生活援助型訪問サービス)	生活援助型サービス(買い物、調理等の支援)																								
人員基準	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>資格要件</th> <th>配置基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理者</td> <td>なし</td> <td>常勤専従1人以上※</td> </tr> <tr> <td>サービス提供責任者</td> <td>介護福祉士等</td> <td>常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上※</td> </tr> <tr> <td>訪問介護員</td> <td>介護福祉士等</td> <td>常勤換算2.5人以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務や同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ※一部非常勤職員も可能</p>		資格要件	配置基準	管理者	なし	常勤専従1人以上※	サービス提供責任者	介護福祉士等	常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上※	訪問介護員	介護福祉士等	常勤換算2.5人以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>資格要件</th> <th>配置基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理者</td> <td>なし</td> <td>常勤専従1人以上※</td> </tr> <tr> <td>訪問事業責任者</td> <td>介護職員初任者研修修了者等</td> <td>訪問介護員等のうち、常勤換算で1人以上(必要数)</td> </tr> <tr> <td>訪問介護員</td> <td>なし</td> <td>必要数</td> </tr> </tbody> </table> <p>※管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務や同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p>		資格要件	配置基準	管理者	なし	常勤専従1人以上※	訪問事業責任者	介護職員初任者研修修了者等	訪問介護員等のうち、常勤換算で1人以上(必要数)	訪問介護員	なし	必要数
	資格要件	配置基準																								
管理者	なし	常勤専従1人以上※																								
サービス提供責任者	介護福祉士等	常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上※																								
訪問介護員	介護福祉士等	常勤換算2.5人以上																								
	資格要件	配置基準																								
管理者	なし	常勤専従1人以上※																								
訪問事業責任者	介護職員初任者研修修了者等	訪問介護員等のうち、常勤換算で1人以上(必要数)																								
訪問介護員	なし	必要数																								
設備基準	事務室、相談室(相談スペース)その他必要な設備及び備品等	同左																								
運営基準	介護予防訪問介護に同じ。	同左																								
報酬単価	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1回当たり単価</th> <th>月当たり上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>週1回程度</td> <td>266単位(1~3回)</td> <td>1,168単位(4回以上)</td> </tr> <tr> <td>週2回程度</td> <td>270単位(5~7回)</td> <td>2,335単位(8回以上)</td> </tr> <tr> <td>週3回以上</td> <td>285単位(9~11回)</td> <td>3,704単位(12回以上)</td> </tr> </tbody> </table> <p>●キャンセルがない場合はこれまでと同様の報酬単価となる。</p>		1回当たり単価	月当たり上限	週1回程度	266単位(1~3回)	1,168単位(4回以上)	週2回程度	270単位(5~7回)	2,335単位(8回以上)	週3回以上	285単位(9~11回)	3,704単位(12回以上)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1回当たり単価</th> <th>月当たり上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>週1回程度</td> <td rowspan="3">227単位</td> <td>1,135単位(5回)</td> </tr> <tr> <td>週2回程度</td> <td>2,270単位(10回)</td> </tr> <tr> <td>週3回以上</td> <td>3,161単位(13回以上)</td> </tr> </tbody> </table> <p>●月の利用回数に関係なく一律に算定</p>		1回当たり単価	月当たり上限	週1回程度	227単位	1,135単位(5回)	週2回程度	2,270単位(10回)	週3回以上	3,161単位(13回以上)		
	1回当たり単価	月当たり上限																								
週1回程度	266単位(1~3回)	1,168単位(4回以上)																								
週2回程度	270単位(5~7回)	2,335単位(8回以上)																								
週3回以上	285単位(9~11回)	3,704単位(12回以上)																								
	1回当たり単価	月当たり上限																								
週1回程度	227単位	1,135単位(5回)																								
週2回程度		2,270単位(10回)																								
週3回以上		3,161単位(13回以上)																								
サービスの担い手	介護福祉士、介護職員初任者研修修了者等の有資格者	無資格者(市が実施する研修の修了者及びこれと同等の者)																								

(2) 通所型サービス

	現行相当サービス(現行の介護予防通所介護相当)	緩和した基準によるサービス(通所型サービスA)																											
サービス名称	通所介護相当サービス	ミニデイ型通所サービス																											
事業主体	営利法人、非営利法人	同左																											
サービス対象者	原則として要支援者	原則として要支援者																											
提供するサービス	レクリエーション、機能訓練等【要送迎】 ●提供時間について「3時間以上」と「2時間以上3時間未満」の2つの区分を設ける。	レクリエーション、介護予防を目的とした体操等【要送迎】																											
人員基準	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>資格要件</th> <th>配置基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理者</td> <td>なし</td> <td>常勤専従1人以上※</td> </tr> <tr> <td>生活相談員</td> <td>介護福祉士等</td> <td>専従1人以上</td> </tr> <tr> <td>看護職員</td> <td>看護師等</td> <td>単位ごとに専従1人以上</td> </tr> <tr> <td>介護職員</td> <td>なし</td> <td>・利用者15人以下:専従1人以上 ・利用者15人超:利用者1人に専従0.2人以上</td> </tr> <tr> <td>機能訓練指導員</td> <td>理学療法士等</td> <td>専従1人以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務や同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p>		資格要件	配置基準	管理者	なし	常勤専従1人以上※	生活相談員	介護福祉士等	専従1人以上	看護職員	看護師等	単位ごとに専従1人以上	介護職員	なし	・利用者15人以下:専従1人以上 ・利用者15人超:利用者1人に専従0.2人以上	機能訓練指導員	理学療法士等	専従1人以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>資格要件</th> <th>配置基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理者</td> <td>なし</td> <td>常勤専従1人以上※</td> </tr> <tr> <td>介護職員</td> <td>なし</td> <td>・利用者15人以下: 専従1人以上 ・利用者15人超: 利用者1人に専従0.2人以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※管理上支障がない場合は、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p>		資格要件	配置基準	管理者	なし	常勤専従1人以上※	介護職員	なし	・利用者15人以下: 専従1人以上 ・利用者15人超: 利用者1人に専従0.2人以上
	資格要件	配置基準																											
管理者	なし	常勤専従1人以上※																											
生活相談員	介護福祉士等	専従1人以上																											
看護職員	看護師等	単位ごとに専従1人以上																											
介護職員	なし	・利用者15人以下:専従1人以上 ・利用者15人超:利用者1人に専従0.2人以上																											
機能訓練指導員	理学療法士等	専従1人以上																											
	資格要件	配置基準																											
管理者	なし	常勤専従1人以上※																											
介護職員	なし	・利用者15人以下: 専従1人以上 ・利用者15人超: 利用者1人に専従0.2人以上																											
設備基準	・食堂及び機能訓練室(利用定員×3㎡) ・静養室、相談室(相談スペース)、事務室、必要な設備・備品	・サービス提供に必要な場所(利用定員×3㎡) ・相談室(相談スペース)、事務室、必要な設備・備品																											
運営基準	介護予防通所介護に同じ。	同左																											
報酬単価	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">3時間以上</th> <th colspan="2">2時間以上3時間未満</th> </tr> <tr> <th>1回当たり単価</th> <th>月当たり上限</th> <th>1回当たり単価</th> <th>月当たり上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>週1回程度</td> <td>378単位(1~3回)</td> <td>1,647単位(4回以上)</td> <td>265単位</td> <td>1,153単位(4回以上)</td> </tr> <tr> <td>週2回程度</td> <td>389単位(5~7回)</td> <td>3,377単位(8回以上)</td> <td>272単位</td> <td>2,364単位(8回以上)</td> </tr> </tbody> </table> <p>●キャンセルがない場合はこれまでと同様の報酬単価となる。</p>		3時間以上		2時間以上3時間未満		1回当たり単価	月当たり上限	1回当たり単価	月当たり上限	週1回程度	378単位(1~3回)	1,647単位(4回以上)	265単位	1,153単位(4回以上)	週2回程度	389単位(5~7回)	3,377単位(8回以上)	272単位	2,364単位(8回以上)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1回当たり単価</th> <th>月当たり上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>週1回程度</td> <td rowspan="2">318単位</td> <td>1,590単位(5回)</td> </tr> <tr> <td>週2回程度</td> <td>2,841単位(9回以上)</td> </tr> </tbody> </table> <p>●月の利用回数に関係なく一律に算定</p>		1回当たり単価	月当たり上限	週1回程度	318単位	1,590単位(5回)	週2回程度	2,841単位(9回以上)
	3時間以上		2時間以上3時間未満																										
	1回当たり単価	月当たり上限	1回当たり単価	月当たり上限																									
週1回程度	378単位(1~3回)	1,647単位(4回以上)	265単位	1,153単位(4回以上)																									
週2回程度	389単位(5~7回)	3,377単位(8回以上)	272単位	2,364単位(8回以上)																									
	1回当たり単価	月当たり上限																											
週1回程度	318単位	1,590単位(5回)																											
週2回程度		2,841単位(9回以上)																											

担当： 保健福祉局高齢障害部介護保険課  
総合事業準備班  
電話： 043-245-5068